

世論調査結果のひとつの考え方と憲法改正の進め方

益永八尋

共同通信社は、同社が1月13、14日に実施した世論調査の結果を発表した。世論調査の結果は、I.憲法9条への自衛隊明記について

賛成 35.3%、反対 52.7%、分からない・無回答 12.0%

II.安倍首相の下での改憲について

賛成 33%、反対 54.8%、分からない・無回答 12.2%

である。この調査結果をどのように考えるかは非常に重要である。そこで、私見になるが以下のように考えてみた。

第1点は、どのような形で世論調査結果がなされたかである。当然のごとく、世論調査の手法には様々な手法がある。世論調査の方法として、ひとつは、世論誘導型の設問での世論調査であり、二つ目は、その反対の非世論誘導型での世論調査に大別される。世論調査方法により、調査結果が異なるということである。そのことを知っていることが重要である。そして調査者（実施機関）、どのような方法で調査をおこなったかを公表しなければならない。

第2点は、IおよびIIの設問にたいして、“分からない・無回答”が12%もいることである。このことへどのように政府・自治体（行政機関）が考え、それを行政にどのように反映させるかを考えるか否かである。つまり一割程度であるから無視できると考えるか、それとも1割もあるのだから、何らかの対策をとるべきと考えるのかである。前者は、明らかに行政の怠慢であり、憲法を擁護しなければならない憲法の規定に反する行為である。後者は、憲法順守の立場である。

第3点は、第2点で指摘してきた“分からない・無回答”が1割以上いることは何を意味しているかを理解し、把握しているかである。その一つが、70年以上の長期間にわたり現憲法の学習・理解を得るための教育が長年おろそかにされた結果であるということである。二つ目は、憲法のことについては、分からないから正直に答えたという意味である。三つ目は、反対・賛成を決めきれないため“分からない・無回答”になったという意味である。

以上のように考えれば、今後なすべきことは憲法改正に関する議論が国会内だけの論戦だけでなく、広く国民の間での議論できる情報の公開が必要である。そして、議論の場を広く設ける（公開討論等）とともに、十分な時間（数年＝2～4年程度）が必要である。勿論、議論の期間をどの程度にするかは十分な国会論戦や世論により決定される必要があり、決して政権党（自公政権）または憲法改正提案政党により決定されないことがないように国民は監視する必要がある。ここで注意しなければならないのは、戦争と平和の問題であって、経済問題を過度に持ち込まないことである。経済は日々変化しているだけでなく予想が極

2018年1月16日

めて困難であることからこの問題を憲法改改正問題に入れば結論は得られないと考えられるためである。